

裁 決 書

審査請求人 ●●
処 分 庁 東松島市社会福祉事務所長

審査請求人●●が平成28年10月13日付けで提起した生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

東松島市社会福祉事務所長が平成28年9月20日付け東松福祉第1402号で審査請求人●●に対してした生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人●●（以下「請求人」という。）は、平成28年9月1日（以下特に断りのない限り日付は平成28年のものである。）に東松島市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に、「●●」との理由により、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護（以下「保護」という。）の申請をした。
- 2 処分庁は、9月6日に請求人が入院している●●を訪れ、請求人及び請求人の●●から生活状況等の聴取を行った。
- 3 処分庁は、●●、●●及び●●に対し、法第29条に基づく調査を実施した。これにより徴取した●●（以下「●●」という。）から、請求人の●●名義の●●の一部（●●分 地目：●●，面積：●●㎡，●●分 地目：●●，面積：●●㎡）（以下「●●」という。）について、●●（以下「借受人」という。）の●●されていることを把握した。
この●●においては、貸し手として、●●分には●●として請求人の署名・押印があり、●●分には請求人の●●の名で署名・押印がなされており、また、この●●等に係る当事者間の法律関係は賃貸借であり、毎年11月末日までに借賃（以下「●●」という。）を支払う旨記載されている。
- 4 処分庁は、●●を確認するための挙証資料として、借受人から平成27年度分の「●●」の提出を受けた。当該●●は、請求人に宛てたものであり、それには、平成27年度分の●●は●●であり、その内訳として、●●が●●，現金支払が●●●円（●●）とする旨の記載があった。また、処分庁は、平成28年度の●●について、借受人が平成27年度と同程度と予定している旨を確認した。
- 5 処分庁は、9月20日に所長等幹部職員が出席したケース診断会議を開催し、●●は請求人の収入との判断の上、保護の要否判定を行った結果、請求人は保護を要しない状態であることから同日付け東松福祉第1402号で、請求人に対し保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を通知した。

6 請求人は、本件処分を不服として、10月14日に本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人は、概ね以下の理由により本件処分を取り消す、との裁決を求めていると思われる。

本件処分に際して、処分庁から、請求人の収入の合計額が●●●円になると示されたが、入院中の病院代だけでも●●●円弱の支払いとなるため、生計の維持は困難である。

その他、処分庁から保護の辞退届を強制された等と主張している。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね以下の理由により本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ適切である旨主張している。

当該農地は請求人の●●名義であるが、●●の貸付によって得られる●●は、請求人の●●、●●・●●並びに●●及び●●としてその全額が活用されていることから、請求人の収入と判断した。当該収入を、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2の（2）に基づき収入認定し、年金収入及び手持金と併せ保護の要否判定を行った結果、法第4条に定める保護の補足性の原理の要件を満たしていないと判断し、本件処分を行ったものである。

なお、請求人からの生活状況等の聴取時から本件処分までの間において、紙おむつの利用が確認できなかったことから、要否判定には用いていない。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

（1）保護決定の際の最低生活費の認定について

イ 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。

法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とし、同条第2項では、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」と規定している。

ロ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10では、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入・・・との対比によって決定すること。（以下略）」としている。

この「当該世帯につき認定した最低生活費」の具体的な費目として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長

通知。以下「課長通知」という。)第10の間4の答アにおいて、「局長通知第7の2の(5)のアの(カ)(ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。)」を挙げている。

局長通知第7の2の(5)のアの(カ)では、常時失禁状態にある患者等が紙おむつ等を必要とする場合は、その費用を月額20,100円の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費として最低生活費に計上して差し支えないとされている。

(2) 保護決定の際の収入認定について

イ 農業収入について、局長通知第10の2の(2)では、「農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入のある世帯については、保護の申請月以後1か年間における収穫予想高(前年における収穫高を基とし、平年作の程度、災害の有無、豊凶予想等収穫高の予想増減を勘案したもの)の平均月割額をその月の収入充当額として認定して保護の要否を判定(以下略)」することとしている。

ロ 財産収入について、次官通知第8の3の(2)ウ(ア)では、「田畑…等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃…等の収入については、その実際の収入額を認定すること」としている。

ハ (1)のロ記載の次官通知第10の「第8によって認定した収入」を算定する際に控除すべき必要経費について、課長通知第10の間5の答では、「…勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額…を認定するもの」としている。

2 本件処分を検討について

(1) 保護の要否及びその程度は、1の(1)のロ記載のとおり、世帯の最低生活費と収入との対比によって決定することとされていることから、それぞれの請求人世帯に係る、処分庁の認定に違法又は不当な点がないかを検討する。

イ 請求人世帯の最低生活費について

請求人は、第2の1記載のとおり、「入院中で、病院代だけで●●●円弱の支払い」があるとして、9月分の紙おむつの請求書(●●●円)を審査請求書に添付して提出している(同時に提出された8月分の入院請求書にも「オムツ代●●●円」との記載があり、請求人が保護申請時におむつを使用していたことは明らかである。)。これに対して、処分庁は、第2の2記載のとおり、本件処分時には紙おむつの利用を確認できなかったことから、要否判定には用いていないとしている。

この点について、審査請求書及び反論書のほか、処分庁から提出されたケース記録等からも本件処分前において、請求人から紙おむつを使用している旨の申し出がなされた事実を確認することはできない。

しかしながら、1の(1)ロ記載のとおり、紙おむつが保護開始時の要否判定を行う際の最低生活費の費目として定められていることから、その使用の有無や必要性について十分調査の上、認定の可否を検討すべきであって、実際には紙おむつを使用しているにもかかわらず、請求人から申し出がなかったことのみをもって「紙おむつの利用を確認できなかったことから、要否判定には用いていない」という処分庁の主張は妥当ではない。

したがって、処分庁が認定した最低生活費は、請求人が最低生活を営むための需要を適切

に反映しているものとは認め難く、違法又は不当なものである。

ロ 請求人世帯の収入について

処分庁は、弁明書及び処分庁から提出された保護決定調書（要否判定）によれば、請求人の手持金●●●円のほか、●●●円、●●●円（●●●円（●●））、●●●円（●●）を請求人世帯の収入として認定している。

この点について、農業収入を認定する際には、1の（2）ハ記載のとおり、必要経費として「局長通知第10の2の（1）に定める別表2に定める額」を控除すべきであるにもかかわらず、これがなされておらず、またこのことについて処分庁から具体的主張等はなされていない（処分庁から提出されたケース記録によれば、生産的必要経費の検討はなされているが、「別表2に定める額」の控除について、検討をした形跡は認められない。）。

したがって、少なくとも、この点は明らかに正当性を欠くものであって、請求人世帯の収入についての処分庁の認定は、違法又は不当なものである。なお、当該収入を●●ではなく、●●とした点にも疑問がある。

ハ 小括

以上より、処分庁が行った保護の要否判定における最低生活費及び収入の算定には、違法又は不当な点が認められることから、当該要否判定の結果に基づく本件処分もまた違法又は不当であると言わざるを得ない。

（2）その他請求人は、処分庁から辞退届を強制されたこと等を主張しているが、本件処分が違法又は不当な点があるかに影響しないため、本裁決書ではこれらの点は判断しない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件処分を取り消すことが適当である。

平成29年 2月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩